

東大阪市住工共生相隣環境対策支援補助金 概要

【交付要件】

- ・騒音または振動に対する対策
- ・製造業自ら自社の建物設備等に行う対策
- ・対策後、交付基準に達するか、住民からの苦情が解決すること

■騒音

区域の区分		時間の区分	朝・夕	昼間	夜間
第一種	第 1・2 種低層住居専用地域		45	50	40
第二種	第 1・2 種中高層住居専用地域 第 1・2 種住居地域、準住居地域 用途地域の指定のない地域		50	55	45
第三種	近隣商業地域、商業地域、準工業地域				
第四種	工業地域、 工業専用地域の 一部	既設の学校、保育所等の敷地の周囲 50 メートルの区域及び上記イの区域の境 界線から 15 メートル以内の区域	60	65	55
		そ の 他 の 区 域			

■振動

区域の区分		時間の区分	昼 間	夜 間
全区域			60	55

※1 朝とは午前 6 時から午前 8 時、昼間とは午前 8 時から午後 6 時、夕とは午後 6 時から午後 9 時、夜間とは午後 9 時から翌日午前 6 時の間を指します。

※2 大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則で定める基準とは異なります。

【補助額】

- ①経費の2分の1の範囲内（ただし、上限300万円・下限10万円） ②年1回まで

【流れ】

- ① **【事業者様】** 苦情に対する対策の検討
対策計画（目標値の設定）と対策費用（見積書の取得）を確定
- ② **【事業者様】** 交付申請書の提出（提出は原則としてメール、代表者印不要。以下同じ）
 - 1) 様式第1
 - 2) 事業概要（現状と対策内容を記載すること。あわせて対策内容がわかる図面等を添付すること）
 - 3) 苦情発生状況（苦情の経過を具体的に記載すること）
 - 4) 東大阪市暴力団排除条例に伴う誓約書
 - 5) 見積書（件名を様式第1の補助金対象事業名にあわせること）
- ③ **【東大阪市】** 現場確認・騒音測定
- ④ **【東大阪市】** 交付/不交付決定・事業者様へ通知（様式第2）
- ⑤ **【事業者様】** 苦情解決のための事業を実施・完了
- ⑥ **【東大阪市】** 現場確認（対策の効果があるか・苦情が解決したか）
- ⑦ **【事業者様】** 対象事業完了報告書の提出
 - 1) 様式第3
 - 2) 対象事業実施報告書（対策の経過を具体的に記載すること）
 - 3) 領収書・納品書・請求書（件名を補助金対象事業名にあわせること）
 - 4) 苦情対応経過報告書（苦情対応の経過を具体的に記載すること）
 - 5) 市税にかかる滞納の有無等照会同意書
- ⑧ **【東大阪市】** 補助金金額の最終確定・事業者様へ通知（様式第4）
- ⑨ **【事業者様】** 交付請求書の提出（様式第5）
- ⑩ **【東大阪市】** 補助金の交付
- ⑪ **【事業者様】** 取得財産等状況の報告書を提出（様式第12） ※取得後5年度

(参考) 事業者や事業内容に変更等が生じた場合の届出

◆申請書または添付書類に記載した事項の変更、対象事業を中止・廃止した場合

⇒ 様式第6

◆補助要件又は事業費等に変更が生じた場合、又は生じることが判明した場合

⇒ 様式第7

◆申請を取り下げる場合

⇒ 様式第9

◆相続や合併等により事業を承継する場合

⇒ 様式第10

ご不明な点など、なんなりお知らせください。

お問い合わせ先

モノづくり支援室

monodukuri@city.higashiosaka.lg.jp

TEL: 06-4309-3177

FAX: 06-4309-3846